

国民年金のおはなし

国民年金保険料の免除制度

前年の所得が低い人や退職により収入が減少した世帯の人で、保険料の納付が困難な人は、早めに免除申請・若年者納付猶予申請についてご相談ください。

申請免除には「全額免除」と「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」があります。また、20歳代の人を対象とした「若年者納付猶予」制度もあります。

免除と猶予の期間は、毎年7月から翌年の6月までです。

申請は市役所で受け付けますが、その後、社会保険事務所で審査され、結果は郵送で直接本人に通知されます。



免除を希望される人は、毎年申請が必要です。お気をつけてください。

問合せ…倉敷西社会保険事務所
☎086-523-6393

市民会館 休館のお知らせ

市民会館のホール棟の改修工事については、広報かさおが3月号でお知らせしているところですが、管理棟の耐震補強工事も来年1月から3月まで実施します。

このため工事期間中は施設を休館とさせていただきます。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

◎管理棟

施設…会議室、研修室、市民ギャラリーなど

期間…平成19年1月～3月

◎ホール棟

施設…大ホール、ホワイエ

期間…平成18年10月から約

1年間

問合せ…生涯学習課

☎2153

児童手当現況届の提出をお願いします

児童手当を受けている人に対して、6月1日現在における児童の養育状況などを確認するための現況届の用紙を5月末頃送付しています。まだ提出されていない人は、至急提出してください。

※提出がないと6月分以降の手当が受けられません。

提出・問合せ

市民課 ☎2129

児童手当の制度が拡充されました

平成18年度から、次の二点

について児童手当の制度が拡充されました。

①支給対象年齢の拡大

対象児童が小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大されました。

②所得制限の緩和

所得の限度額が引き上げられたことにより、支給制限が緩和されました。

該当される人は、必ず認定請求または額改定請求の申請手続きをお願いします。

※現況届の提出だけでは、増額なりません。

※この法改正に伴う新規請求

は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、支給要件を満たしていれば、

かさおが あんぜん あんしん 通信

多重債務問題 について

サラ金・消費者金融から借金をし、返済に困って別の金融機関からまた借りることによって起こる多重債務問題。

サラ金・消費者金融は一般的に金利が20%以上とす安易に借りて返済が行き詰まると、雪だるま式に借金が増え、返済が難しくなる。借金返済のため、自らは借金返済の図式となり、最終的には自己破産に陥る可能性も高くなります。



必要な借金もありますが、返済方法、金利、今後の収入予測、将来の生活設計などをよく考えて行わなければなりません。

問合せ…協働のまちづくり課
☎69-2123

農用地区域内の農地の転用

農地の転用には許可等が必要ですが、農業振興地域の農用地区域内の農地を転用する場合、先に農用地区域から除外（または用途変更）しなければなりません。

なお、除外の申請は年1回です。申請忘れのないよう、早めの申請をお願いします。

※場所によっては転用できない場合もありますので、詳しいことは事前におたずね

中学校卒業程度認定試験

この認定試験は、病気などやむを得ない事由により、中学校の卒業資格を有しない人に対し、国が行う試験です。合格した人には、高等学校の入学資格が与えられます。

受付期間

8月25日(金)～9月12日(火)

試験科目：国語、社会、数学、理科、英語

問合せ…学校教育課

☎2152